

平成14年第20回教育委員会記録

平成14年12月11日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成14年12月11日(水) 午後1時00分～午後2時00分
場所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 安本 ゆみ
委員 大藏 雄之助 委員
教育長 與川 幸男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松本 義勝 庶務課長 佐藤 博継
学校運営課長 佐野 宗昭 学務課長 森 仁司
指導室長 工藤 豊太
社会教育
スポーツ課長 武笠 茂 中央図書館長 木下 亮子
社会教育
センター所長 伊藤 俊雄 中央図書館
次長 杉田 治
事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 能任 敏幸
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 7名

会議に付した事件

議案

議案第67号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

報告

- (1) 学校評価指標について
- (2) 平成15年度学校給食調理業務に係る民間委託実施校の決定について
- (3) 杉並区菅平学園の臨時休業について
- (4) 私立・区立幼稚園共同研修の実施について
- (5) 都立高校改革推進計画の概要について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (7) 郷土博物館の臨時休館について
- (8) 図書館ホームページの携帯電話検索サービスについて

委員長 ただいまより、第20回教育委員会を開催いたします。本日の予定の議案は1件、報告事項が8件となっています。

議事録の署名委員は安本委員にお願いいたします。

初めに日程の第1、議案第67号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程し審議させていただきます。庶務課長からご説明願います。

庶務課長 議案第67号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について説明します。議案の3枚目をご覧ください。今回の規則改正の主な理由ですが、先般の議会で幼稚園教育職員についての給料表、給料の改正が議決されまして、給料そのものが若干下がるということになりました。それに伴い給料表の整理をしていく必要がありますので、今回の規則改正につながってきたものです。

別表の下に旧規則ということで、改正部分については下線を引いています。これまで職務の2級の24号給であったものを25号給にするということです。これは何故こういうことになったかということ、給料表の見直しに伴ってよく双子という言い方をするのですが、ちょっと専門用語でわかりにくいかと思うのですが、給料表が1級から2級に上がっていくときに、例えば1級の10号給と11号給の2人が2級に上がったときに、2人とも2級では同一号給に該当する場合があります。こういうのを双子というのですが、それらを是正していくという部分で、今回の措置ということになります。

それから裏面については、教育公務員特例法の改正がありまして、それぞれ条文が少しずれたということがあります。ずれた理由は教育公務員特例法の関係で、10年経験者研修を実施しなければならないということで、条文の規定をしましたので、その部分が新設されています。それに伴って、若干、順送りになるということで、根拠の部分の順送りしたものを今回規則の中で定めるというものです。以上です。

委員長 ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

教育長 杉並区だけではなく、23区一斉ですね。

庶務課長 はい。どこの教育委員会でもいまの時期に所定の整備をしていると思います。

委員長 ある意味では事務的なことで整備しているのですが、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

では異議ありませんので、第67号議案については原案どおり可決します。ありがとうございました。

報告事項に入ります。まず庶務課長から「学校評価指標」について説明願います。

庶務課長 学校評価指標について説明します。これまで学校評価アンケートなどという言い方をしてきました。これまでも委員の皆様には、検討の途中の段階の部分について、資料としてお出ししておりましたが、今回、改めて策定されましたので報告します。

学校評価指標については小学校の校長会から3人、中学校の校長会から3人出ていただきまして、済美教育研究所でこれまでずっと検討を続けてきたということで、いくつかの学校でプレテストなども行って進めてきました。そういったところで最終案ができましたので、先般の12月5日の校長会にこの学校評価指標について提示を行いました。中身は、それぞれ小学校の教員用、児童用、保護者用、学校評議員用ということで、中学校についても対象は同じもので作っていません。それぞれ観点についてはほぼ同じ観点で策定し、文言などについては児童に言うべき言葉と、生徒に言うべき言葉とそれぞれ違っていますが、基本的には同じようなスタイルで作っています。

今回の学校評価指標の意義ということですが、これについてはこの文章にも書いてありますけれど、学校評価指標を使って今後それぞれ改善していかなければならないこと、それから実際に教員も含めて、どういう評価を周りの人たちが持っているのかというところで、学校を改善していくための1つの道具ということ。それからそれぞれ保護者なども参加していくことになりまますので、その学校運営の参画意識の向上ということを狙いとしての指標を示したものです。

この評価指標については下にいろいろ書いてありますが、実施主体は各学校ということで、教育委員会事務局としてはこの指標を作りましたので、主体そのものは各学校でやっていただきたいと思いますと考えています。実際にやった結果については、各学校で公表をしていただき、できれば結果を受けて改善策なども示しながら、あるいは自己評価をそれぞれの学校でやっていますので、それらと併せながら説明責任というものも果たしていただきたいと思いますと考えています。以上です。

委員長 ご質問、ご意見をお願いします。

安本委員 先ほど庶務課長が説明した中で「アンケート」というのが「指標」に変わったのは何か理由があったのですか。それから、「指標」という言葉は「アンケート」とはちょっと違うような意味合いがあると思うのですが、どういう意味を込めてこのような名前をつけたのか教えていただけますか。

庶務課長 この学校評価につきましては、学校が実施するかしないかも含めてやっていただきたいと思いますと考えていますので、あくまでも「指標」としたのは教育委員会の事務局として、学校評価の部分についてこういった「指標」で考えていくことができるということで示しました。あとは学校側が、実施する際に学校評価の名称として「アンケート」の実施ということでやっていただければ良いと思います。

それから中身そのものも、それぞれの学校で工夫しながらやっていくということも当然に考えられます。言ってみればあくまでも、事務局としては一定の基準を示したということで考えていますので「指標」という言い方をして、あとこれを実施する際には、仮にこれをそのまま使うとしても「学校評価指標」という言葉になっていますが、この辺は「アンケート」に直していくことが必要ではないかと思っています。

安本委員 各学校で実施する際には、もちろんこのとおりにやらなくてもよいし、省いてもよい項目もあるということですか。

庶務課長 これを提示したときに、学校によってはすでにやっているところもあります。それから学校評議会の中でアンケートそのものについて、いろいろな議論をして、もう実施していこうというところがあるということです。そういう場合にどうするかという質問があったのですが、それはそれでやっていただければいいと思います。要は外部評価を取り入れた学校運営に重きがあると思いますので、それぞれにやっていただければいいと思っています。

宮坂委員 学校が主体という、この主体の中に実施しないことは含まれるのですか、それは認めないのですね。

庶務課長 あくまでも実施主体が学校ですので、やるかやらないかは学校で決めていただきたいと思います。仮にやらないということであっても、保護者等についての説明責任が当然にありますので、問いがあれば何故やらないかを含めて説明していただければいいかと思っています。

安本委員 例えば、ある学校ではここは聞くけれど、ここは省く学校が出てくる、やらない学校があるなどとなると、例えば杉並区全体としての形というのはどういうふうに、そういうことはもうあまり考えないということですか。

庶務課長 学校評価そのものをやるというのは、各学校が主体的に自分の学校をどう運営していくかというところの基礎数値と言うか、材料になってくるのだらうと思うのです。そういうところから、学校の中でいろいろな議論をして、いろいろな手法を探ってやっていくことも必要かと思っています。

そういう点で全体そのもの、各学校の部分をも私ども行政教育の教育施策というものにも活用していこうと思っているのですが、全部の部分を集約していくと、仮に項目が違っていても、全体的な部分というのは把握できていきますので、それはそれでやっていけるかなと思っています。

この学校評価指標を、例えば教育委員会規則でやるということも、方法としてあります。今回、自治基本条例ができましたので、参画という部分をどう進めていくのかということで、規則の改正ということも1つの方法ではありますが、指標を出すというのは初めての試みですのでそれぞれ

の学校の主体性、自主性で進めていくというのが当面いいのかとも考えています。

安本委員 学校側が、保護者や評議員や先生方と、お互いに向き合うために、これを使おうというふうに取ってよろしいのですか。

庶務課長 いろいろなことができると思うのです。例えば先生方が自分たちの指導の話、それから学校経営での関わりの話、そういったものをどう先生方が見ているのか、それから子供たちからすれば教科担任あるいは学校の先生方に対しての教育への見方の話などがあります。それから保護者自身も実はプレテストなどをやったときに、保護者からもこういう項目というのはなかなかわかりにくい、こういったものをやってみたら、こういうことで学校が運営されているのかということがわかったという話があるのですが、やはりそれぞれの立場で学校に関わっていくというのが必要であると思っています。

それから、この評価指標を仮にアンケートで実施して学校の改善ということで努めていく際に、これも学校の中でいろいろなやり方があっていいのだろうと思っています。例えば、学校評議員会にこうした結果を出して、学校評議員会の中で検討を進めていく、あるいはこうした改善策はどうかというようなことも提案していただくことも必要でしょうし、学校の教職員を含めて、内部的な検討をしながら学校長の下にどうしていくかということもいろいろあっていいのだろうと思っています。

大蔵委員 私は前にこういうのをいただいて、大体見ましたので統一的にやるのはいいと思います。だから、学校の自主性があって項目を抜いたり、自分のやり方でといますが、できればこれに近い形で統一をしたほうが私は良いだろうと思っています。

それから、ちらっと見たばかりで全部をきちんと読んでいませんのでわかりませんが、ちらっと見ても間違いがあるというのは良くないということです。中学校の教員用というのがあります。それでそのいちばん上のところに四角く括弧がある中の「5 とても思う」というところは「そう」を入れようと思ったのでしようけれど、他のところも全部「とても思う」になってますからこの「そ」は誤植です。

その次のページの中学校生徒用の内容の(1)、「全体的にみて、先生はよくわかるように教えてくれます」のところ、他のところは全部「か」が入っているのに「か」がないのです。こういう誤植があるということは、もっとちゃんと見ると他のところにもあるかもしれません。校長会にこれをお配りになったのでしようけれど、その前にもっとミスのないように是非ご注意くださいと思います。

庶務課長 すみませんでした。不注意な部分がたくさんありまして、以後気をつけていきたいと思っています。

宮坂委員 内容的に、先ほどこれは実施しないことも含めて学校の主体性に任せるということなのですが、部分的に例えば児童用はいろいろ差が、考え方がありますので省いて、他はこのようにしてやろうということも当然、認めるわけですか。

庶務課長 基本的に対象ということで出していますので、対象についてはやっていただきたいと思っています。

委員長 他にございますか。

やるやらない、それからどういう形で、ということは先ほど問題になっていましたようにアンケートという形で、私はもう何回か原案をいただいて意見は申し述べてあります。先ほどありましたように、評価指標とタイトルが変わって、英語で言えば何と言うのかインデックスかインディケータのどちらかなのですが、一応こういったことを項目として入れてアンケートをしてはどうかという1つの基準案を示したという段階だと思うのです。

だからいろいろな質問が出ていますが、この表の前文のところに書いてありますが、目的が書いてあってやり方も書いてありますし、これを各学校がよく読んで、どちらかと言えばこれをせっかく作ったのだから、こういう方向で実施するよということになると思うのです。口ではそういうふうに言わなければならないと思うのです。

いろいろよその県などの動きを見ていると、動いているところがかなりありますし、全国的に見れば、東京都はどちらかという遅れているほうではないですか。それから各学校といいますが、大学はもうすでにやってその結果を反映、実施段階という改善に反映させているわけです。ですからこういう資料を元に、今後どのように各学校が自分たちの学校の改善を考えていくのかというのを、真剣に各学校で考えなければいけない時代だと思います。

やり方や地域的な問題がありますので、それは各学校に任せておいて独自性を出すことも大事ですし、前に進めた考え方でいくべきだと思います。

他にありますか、よろしいですか。どうもありがとうございました。

次は、学務課に関わる件が3件あります。「平成15年度学校給食調理業務に係る民間委託実施校の決定について」、「杉並区菅平学園の臨時休業について」、「区立・私立幼稚園共同研修の実施について」以上3件よろしく願います。

学務課長 所管事項について3件ご報告申し上げます。まず「平成15年度学校給食調理業務に係る民間委託実施校の決定について」です。資料をご覧ください。

平成13年9月に最初の委託を開始しまして、平成14年度まで小学校3校、中学校4校の合計7校が民間委託による給食調理業務を実施しているところですが、3年目に当たる平成15年度の委託校をこの度、決定しましたのでご報告します。

まず委託校ですが、来年度の委託校数を決めるに当たり、来年の3月末での退職者数などの見込みをベースにしながら、委託が必要な人員見込みなどを出しまして、合計7校の委託校をこの度、決定しました。具体的には小学校4校、中学校3校で学校名は記載のとおりです。

この7校の学校を選定した基本的な理由ですが、(2)に記載したとおり委託についての考え方を、学校関係者あるいはPTAの代表の方にもお入りいただいて設置しました「学校給食調理業務運営改善検討会」から出されました報告書の趣旨、並びに年次ごとの計画などを踏まえ、記載の3点を考慮しながら総合的に判断して決定に至りました。

今後の実施に向けた準備ですが、契約関係についてはいま現在、給食調理業務の委託業者の選定委員会を運営していますが、その委員会で選定した業者の中から指名競争入札という方法により、各学校ごとに業者を決めて契約を締結する予定で、いまのところ事務的に2月の上旬を予定しているところです。

また保護者への周知、PRは、昨年度までと同様に、今月半ばすぎに当該校7校の校長、栄養士、PTAの代表の方からなる合同の説明会を実施した上で、年明け1月から場合によっては2月にかけて、当該校ごとに保護者に対する説明会などを順次開催しながら、(3)に書いてある学校給食運営協議会を各学校ごとに立ち上げ、4月の試食会なども行いながら新学期の給食を開始したいと考えています。

広報PRですが、今後は広報紙あるいは教育委員会の教育報などを通じて、区民・保護者に対して、広く平成15年度の委託校についてPRしていきたいと考えています。

次に2件目、杉並区菅平学園の臨時休業についてです。校外施設であった杉並区菅平学園については廃止ということで、関連する条例など平成14年の第1回定例区議会で議決いただき、公の施設としては廃止しました。売却先である早稲田大学との契約を踏まえて、普通財産として平成14年3月末から来年3月末日まで、地方自治法に基づいて杉並区長からの維持管理事務の委任を受け、従来どおりの移動教室の実施場所、並びに区民利用に供して運用しているところです。

早稲田大学への売却並びに施設廃止ということで、3月末日での引渡しに向けた準備などの作業がありますので、この度、記載のとおり来年3月27日から3月31日までを臨時休業とさせていただきますことにしました。臨時休業は3月26日までの宿泊で、27日のチェックアウトをもって終了となります。周知方法ですが、記載のとおり教育委員会告示をする一方、きたる21日の「広報すぎなみ」で長年のご愛顧のお礼と併せて臨時休業のお知らせをする一方、区の公式ホームページあるいは窓口でのチラシ配布などで広くPRさせていただく予定です。

次に3点目、区立・私立幼稚園共同研修の実施についてです。この区立・私立の幼稚園共同研修については、教育改革アクションプランの中で計画されているものです。開催の趣旨は公立、

私立を問わず子供の育ち、成長を支える就学前の施設である幼稚園の相互の教員あるいは教育内容の交流を、より一層進めていくという趣旨で企画したものです。研修日時、会場は記載のとおりで、対象は区内の私立・区立の幼稚園の先生方を対象にしていきます。

研修内容はこの間、共同研修については私立幼稚園の代表の方、あるいは区立幼稚園の代表などからなる検討準備会を、今年5月末に立ち上げて鋭意検討を重ねる一方、公立・私立全幼稚園に7月にアンケート調査などをして、研修の狙いあるいは内容についてご意見などを頂戴してきました。それを踏まえて検討準備会で検討した結果、早稲田大学人間科学部の臨床心理、子供の発達などに造詣が深い菅野純教授に講師をお願いして、「幼児教育におけるこころの基礎づくり」というテーマで実施する運びになりました。

私立幼稚園連合会の皆様と事前の調整を行った上で、私立幼稚園46園、私立幼稚園に準じて幼児教育をされている3つの類似施設、並びに7つの区立幼稚園に別添のチラシなどを添えて参加の呼び掛けをしていきたいと考えています。私からは以上です。

委員長 では最初の学校給食に係る問題、何かありますか。

安本委員 この学校を見ますと、杉十小と高南中、東田小、阿佐ヶ谷中、浜田山小、向陽中、これは割合近隣にある小中学校になるのですが、いままでは桃五小、堀之内小、高円寺中、天沼中、井荻中など、割合離れていました。これは離れていたことで良くないことがあったのですか。要するにバックアップ体制を近隣の学校でやろうという考えで、このようになったのですか。

学務課長 委託校の選定にあたりましては、地域的な分布というかバランスにも配慮して選定をするということを、考え方の1つにしてきました。ただ委員のご指摘のように、隣接校同士で運営の効率化というか工夫をするという狙いがある、比較的近い学校が結果的に決定されたということではありません。記載のとおり委託業者の決定は指名競争入札で、各学校ごとに業者を決定するというふうにしていますので、例えばこの7校のうち1つの学校が入札で決まれば、その業者は次の学校の入札には辞退いただく形でやっていきますので、基本的には各学校ごとにその業者の責任で、調理業務を実施していただくという形をとっております。将来的な課題としては、あるグループ、エリアで効率よく調理業務の委託を実施するというのも検討課題ですが、今回は結果的に、地域的に若干近い学校がいくつかあるという状況です。

安本委員 割合、大規模な学校が多いように思うのですが、これはなにかありますか。

学務課長 これは給食調理業務運営改善検討会の報告の中でも触れられておりましたが、委託開始の当初何年かは、委託効果が出るように、一定の学校数の確保を図りながら進めていくという指摘もいただいています。また委託ということですから、食数の多い学校、規模の大きい学校のほうが効果が上がるというのは事実です。そういった点も踏まえて、こういった学校を選定した次

第です。

安本委員 以前に、委託している民間企業がありますね。それは今度の入札に入ることはできるのですか。

学務課長 そのとおりです。

安本委員 いまおっしゃった、例えば杉並第十小学校の委託を受けた民間業者は、次にもし東田小学校のとき、指名入札に入れないということなのですか。

学務課長 できるだけ競争機会を増やすことで、健全な競争原理に基づいて良好な仕事をしていただくという趣旨で、今年度もそういった方法で契約事務を行う予定です。なお、いま申し上げたとおり、現在7校を受託されている業者については、今回の7校の新たな契約入札には参加していただきます。ただ業者選定委員会のほうで現在の委託の状況などについては、各学校から評価など出していただき、選定委員会の中でそういった点も踏まえてご検討いただくということです。いまのところ、特に参加を見送っていただくという評価がある学校はありませんので、先ほど申し上げたような方向になると思います。

安本委員 いま現在、会社は7つあるのですね。そうすると、もしかしたら新たに7つ加わるかもしれないという可能性もあるということですか。

学務課長 可能性はあります。ただ、東京23区でも委託の実績のある業者の数は20以上ありますので、今年度、特に不具合が生じる恐れがあるといったことは全く考えていません。

安本委員 わかりました。ちょっと先ほど聞き逃したのですが、保護者へはいつぐらいに。

学務課長 12月4日を公表日として、PTA協議会の会長さんにはこの日にお知らせしていますし、業者選定委員会に代表として出られている委員の方にも、お知らせしていますので、PTA組織を通じて連絡がいくと思います。当該校のPTAの会長さんには、当該校の校長先生からその日に連絡がいついますので、周知等については特に遺漏はないと思います。

大藏委員 杉並区学校給食調理業務選定委員会で、選定した業者というのはいくつあるのですか。

学務課長 現在検討中で、来週最終の検討委員会ですが、14、15ぐらいを予定しています。

大藏委員 先ほど東京都23区で、引き受けられるのは20ぐらいというお話がちょっとありましたね。

学務課長 実績として現在、受託されている業者の数は20を超えているという状況です。

大藏委員 それは杉並区独自であって、他の区との調整などというのは全くないのですか。

学務課長 全くありません。杉並区が独自に教育委員会の中でやっています。

大藏委員 よそでやっているという実績は評価をすることがあるのですね。

学務課長 実績も評価の1つです。

宮坂委員 もしわかれば結構ですが、概数で過去に民間委託は大体何校ぐらい、パーセンテージでいいのですが他の区ではどの程度やっているものなのですか。

学務課長 昭和の時代から。

宮坂委員 現在は。

学務課長 100%の区もあります。

宮坂委員 いま現在、100%の民間もあるのですね。

学務課長 はい、あります。また現在、18、19区ぐらいが民間委託を導入していますが、100%の区もあれば、今年度から始めたという区もあって、まだ検討中という区も数区あります。

委員長 よろしいですか。先ほどご説明のありました手続きのほうしっかりやってください。

次に菅平学園の臨時休業についてご質問はありますか。よろしいですか。ではこれもご了解ということにします。

では、区立・私立幼稚園共同研修について。

宮坂委員 これは保育園には声をかけていないのですか。

学務課長 今回は公立、私立の幼稚園ということで実施したものです。

教育長 会場に入り切るかな。

学務課長 一応、150名程度の収容定員です。アンケートなどで7割の私立の方からお答えいただいていますので、研修自体については概ね評価をいただいていると思うのですが、平日の昼間、午後開催ということで、なかなか参加の見込みなど予測し辛い部分がありますが、150名程度ですと46の私立幼稚園、区立7園を含めて満杯になれば非常にうれしいのですが、とりあえず初回ということで今回の会場にしました。

委員長 他にありますか。では、どうもありがとうございます。

5番目に、都立高校改革推進計画の概要ということで、指導室長お願いします。

指導室長 10月24日、東京都教育委員会が新たな実施計画ということで、策定されました都立高校改革推進計画等の概要について、簡単に説明したいと思います。

都立高校の改革に当たっては、資料の1、策定の目標にもありますように生徒の多様化、少子化に伴う生徒の減少等の対応、また都民にとって魅力ある学校づくりということで、平成9年から第一次、第二次ということで実施計画を進めてきました。その後、やはり経済状況や社会のグローバル化、情報技術の革新的な進展、その他いろいろ学習指導要領の改訂等ありまして、教育環境を取り巻く環境が、だいぶ変化したということで、一次、二次、三次という視点ではなく、新たな実施計画という視点で策定をしたのが今回の実施計画です。

基本的な方向ですが、3に書いてあるように①「日本の未来を担う人間を育成する教育の推進」

ということから、⑤までの目標を立てながら学校を策定したということです。

裏面には、どのような学校が今後つくられていくのかということで(3)に「主な新しいタイプの学校」というのが一応出ています。中等教育学校および産業芸術高校、総合高校、トライネットスクール、昼夜間定時制ということがあります。4ページにありますように現在は全区学区があります、そのような形の中で今年は都立学校が学区を廃止して、子供たちはどこの学区を受けてもいいということで、学区そのものがなくなります。

また、自己PRカードなどが実施されました。今年から絶対評価ということで、そのような調査の内容記述等が、いままでとは若干変わってくるということになるかと思います。そこで杉並の学校がどのように変わるのかということで、1点は第一次の実施計画で永福高校と桜水商業高校が一緒になり、「杉並地区総合学科高等学校」ということになります。これは平成16年度からです。このように桜水と永福と合体した「東京都立杉並地区総合学科高等学校」ということで、このようなパンフレット等も出まして、校長が先頭に立ちながら推進委員会をやっていますが、このように各学校を回って募集開始をし、平成16年度からの募集に対応しているところです。

次に9ページ、これは平成19年度を開校予定として「杉並地区昼夜間定時制高等学校」ということで、荻窪高校のところこういう学校をつくらうということです。要するに、荻窪高校の定時制、新宿、富士、杉並、武蔵、三鷹の定時制を1つにして、3部制の午前、午後、夜間等を含めて単位制の高校をつくるというのが主たる目的です。杉並に関わるのはこの2校が新しい学校として導入されるということです。

10ページは教育庁報で、都民に周知するために、都が作っているものですが、このような形で周知を図っています。私からは以上です。

教育長 荻窪高校は全日制は残るのですか。

指導室長 そのところが昼夜間という高校になるということです。

教育長 残りませんよね。ここの「全・定」と書いてありますが「全」というと全日制が残るように見えるのですがそうではないのですか。「全」という表示ですが。

事務局次長 廃止が「全」、「定」になっています。

教育長 そういう意味なのですか、なるほど。現在ある全日制と定時制も廃止になりますよと。新宿、富士、杉並、武蔵、三鷹の定時制が廃止になると、それが杉並地区の新しい昼夜間定時制高校になるということで、今後は子供たちの選択でいわゆる定時制というのでしょうか、午前の選択もできれば、昼の選択もできれば、夜間の選択もできますよという多様な選択肢のある定時制高校ができると考えていいのですか。

指導室長 そのとおりです。それから多分、単位制という形で導入されると思います。

教育長 かつて荻窪高校の普通科に行きたいと思っていた子供たちにとっては、平成19年度からは「それはもうないよ」ということになるのですか。

指導室長 はい、そうです。

大蔵委員 1つ伺いますが、5ページのいちばん上の「杉並地区総合学科高校」は、桜水に移すということですね。

指導室長 一応、網掛けのところは設置場所となっていますので。

大蔵委員 そうすると、永福高校の全日制はなくなるわけですから、永福高校そのものの校舎のところは空くということですか。

指導室長 これからいくと、そのとおりです。

教育長 空いたところをどうするかということについて、杉並区からは希望などは述べられませんか。述べる述べないは杉並区の意志でしょうから、私などは述べたいと思うのですが。

大蔵委員 東京都は、空いたところをどうしようと思っているのか。

安本委員 噂では老人施設と養護施設というふうに、近隣ではそうなってますね。

教育長 私なんかは、例えば養護学校の高等部などを持ってくるなどという発想も少しあります。杉並区は養護学校を持っていますから、高等部の養護学校がないので、いまは中野区の養護学校の高等部に通っているはずですよ。ですから、この永福高校に高等部を持ってこられると、杉並区として知的障害の子供たちにとっては希望が持てるのかという勝手なイメージを膨らましているのですが。

学務課長 養護学校高等部の杉並区のお子さんは、中野養護に行かれて、中野養護はだいたい入学されるお子さんが増えているという状況もあります。中野へ通われている保護者の方からの通学時のご負担などのご要望が区にも届いています。そういった点も踏まえた考え方はあるのかとは思いますが。

教育長 そういう考え方というのは、無理ではありませんか。

学務課長 一方では国の動きでもあるのですが、盲・聾・養護学校など障害の種類別の学校という考え方ではなく、いまはそれらの種別を越えた総合養護学校のような構想も、現在検討されつつありますので、いわゆる盲・聾・養護学校の配置を含めてどのような新しい学校構想をつくっていくかは、都としても課題になってきていると考えています。現在7月に都で立ち上げられた心身障害教育の検討組織の中で、そういったことも議論されていくのではないかと推測しています。

安本委員 道を1本隔てた向こう側に、都立の聾学校があるのです。桜水に永福高校が移るので最初は皆びっくりしたのです。というのは、永福高校のほうがきれいというか、新しいのです。それが何故、桜水に移るのだということ。

教育長 敷地の大きさですね。

安本委員 そうなのですか。いまおっしゃったのを聞くと私たちは聾学校がほんの 100 m ぐらいですから、もしかしてそういうことも都は考えているのかと、いまちょっと思いましたけれど。

教育長 養護学校に通っている子供のお父さんお母さんの中には、高等部がほしいという声があるのです。

安本委員 私のお友達でも、中野まで高校に通っているという人もいます。中野になると送り迎えになってしまうので、大変だという人も出てくるのです。

教育長 噂でという話が前提ですが、お年寄りの施設も大事ですが高等部も大事だという気がしています。もし、要望が言えるのであれば、その要望を出せないかという意識があるので、参考に伺いました。

事務局次長 そういったことを計画の検討中と聞いていますので、そういった話をしてみたいと思います。

大蔵委員 済美養護も満員ですからね。学校の校舎が空いたら、いろいろ使いたいことはありますね。

教育長 できれば教育関連がいいと思うのです。

安本委員 高校ですから、そういう建物ですよ。

大蔵委員 建物がすでにあるのだから、学校がいちばん使いやすいわけですから。

教育長 私は、特に知的障害の子供たちのためにという意味合いが、大事だと思っているのです。まあ、今日のところは参考までにということですよ。

委員長 今後、いろいろ年度別の計画に従って都のほうは進めていくでしょうし、いま出ましたようなご意見は、そのつど都に意見発表、通達は可能だと、全体的にはわかります。

大蔵委員 早めに言っておかないと、子供がいるからね。できるだけ早めに。

委員長 要望というのは早めに出しておくといいですね。

教育長 いずれ、都立高校は区立高校になるという流れに、分権の時代ですからいずれそうなると思います。そういう意味では先手先手で意見を発信してもいいのではと、個人的な意見ですがそう思います。

大蔵委員 それはちょっとどうでしょうか。学区を廃止して、東京都全部で広くやろうというときに、区立にするのは、なかなかそれを越えてくるのはむずかしいから、それは逆にはないのでしょうか。

教育長 なるほど。今日のところは問題提起ということで。

委員長 次に 6 番目「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、それからもう 1 点、「郷

土博物館の臨時休館について」の2点について、社会教育スポーツ課長説明をお願いします。

社会教育スポーツ課長 まず第1点目、杉並区教育委員会共催・後援名義の使用承認についてですが、11月分承認しましたのは定例で23件、新規で17件、共催・後援の内訳では、共催が26件、後援が14件という内訳です。

新規のものをご報告します。1ページの新規の後援ですが、No.2、日本ボーイスカウト東京連盟杉並第13団が行う「親子での野外体験学習会」。11月23日に実施しております。No.13、新規後援、和田一丁目町会。これは一丁目町会のほかに地元の町会自治会、全部で4町会連名での行事です。日本・インド国交樹立50周年記念してということで、地元の蓮光寺に遺骨のあるチャンドラ・ボース氏についての講演会という内容になっています。12月14日に開催予定です。No.15、新規後援、(社)日本産業カウンセラー協会が行う無料電話相談。子育て教育等含めた相談ということで、「心をホットにする110番」。これを4回にわたって2月に行います。

2ページ目、No.24からNo.28については土曜日学校の実施です。No.29からNo.35については家庭学級の開催です。社会教育スポーツ課関係では、以上が新規のものです。

社会教育センター所長 それでは4ページ目、1番は65歳以上の高齢者向けのパソコンワードの入門です。主催する会は、クオリティ・オブ・ライフ会というところですか。基本的な日本語文書の作成を行っていきます。5番目のいおぎ土曜クラブ世話人会、すぎなみコミュニティカレッジ「向陽中の土を粘土にかえて作品を作ろう」ということで、向陽中の敷地から出土した土を活用して、杉並の子供たちに作品を作ってもらえるようにしていくということで、これは講師養成が目的になっています。以上です。

社会教育スポーツ課長 以上が、教育委員会の名義使用承認関係の報告です。それからもう1点、郷土博物館の臨時休館ですが、こちらは資料がありません。口頭でやらせていただきます。

杉並区立郷土博物館につきましては、収蔵の資料を燻蒸消毒するというので、12月16日から19日までの4日間を臨時休館といたします。このお知らせにつきましては、広報の12月11日号に掲載してあります。また館内掲示等で周知したところですか。以上です。

委員長 では共催・後援名義について、ご質問等ありましたらお願いします。

教育長 セッションでやる「パソコンワード入門」と「IT講習会」とは別個のものなのですね。

社会教育センター所長 これは行政が共催するという形で、主催はクオリティ・オブ・ライフ会ということで、このメンバーはパソコンの技術者、元教員の方、お医者さんという方が、主にリタイアされた方が多いと思うのですが、そういった方の会です。

教育長 応募は多いですか。

社会教育センター所長 これはこれから募集をかけるのだと思います。

教育長 場所はセッションでやるのですか。

社会教育センター所長 セッションの展示室で行います。

教育長 機械はどうするのですか。

社会教育センター所長 機械は区でやっている講座の機械を活用します。

教育長 結構、応募が多いのではないですか。

事務局次長 IT講習がこういう形になってくるのはよいと思います。

教育長 いいですね。これは見ていいと思いました。

社会教育センター所長 こういうケースは多分初めてではないかと。その他にも寡婦連合などがやっていますが、こういう形で出てきたのは初めてではないかと思えます。

教育長 いろはのいの字から、教えてもらわないとわからない人もいっぱいいますよ。電子区役所などと叫んでも、おじいさん、おばあさんで全然使えない人もいっぱいいますから。これはとてもいいですね、私も入りたいぐらいです。

委員長 他にありますか。よろしいですか。では11月分、共催26、後援14の報告を受けたことにします。

郷土博物館の臨時休館について、ご質問等ございますか。既に今日の広報でお伝えしてあるということですので、追認ですけれど。よろしいですか。ありがとうございます。

では最後に中央図書館次長から、検索サービスにつきまして、お願いします。

中央図書館次長 それでは図書館ホームページの携帯電話検索サービスについて、ご報告申し上げます。まずサービスの概要ですが、昨年11月からインターネットでの杉並区立図書館のホームページを開いたしまして、蔵書検索などのサービスを始めたところですが、今回は携帯電話でも利用できるようにするものです。

サービスの内容としては、「図書館からのお知らせ」や「開館時間、休館日などの載っている図書館カレンダー」の掲載、それから「蔵書検索機能」を考えています。対応の機種としましては、インターネット対応携帯電話ということで3種類ありまして、NTTDoCoMoのiModeとauのEZ-Web、J-PHONEのJスカイという対応機種になっています。サービスの開始時期は来年2月1日、土曜日です。

周知方法としては、「広報すぎなみ」1月21日号の掲載と、杉並区公式ホームページと図書館のホームページへの掲載を予定しています。参考に1番下の3つの写真につきましては、画面のイメージを出しましたのでごらんいただければと思います。以上です。

委員長 ご質問等ございましたら、お願いします。

教育長 よく利用はありそうですか。携帯でまではどうなのだろう。

中央図書館長 よくご意見をいただいています。

教育長 ニーズがあるわけですね。何でも携帯なのですね。

安本委員 いろいろな地域センターまたは区民センターがあります。ああいった所の図書室みたいなものがありますが、管轄は図書館とは別ですか。

中央図書館長 いまは地域区民センターです。

委員長 他にありませんでしたら、本日の教育委員会をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。